

## (物品等) 競 争 契 約 入 札 心 得

### (目的)

- 第1 鳴門市の物品購入・業務委託等の契約（建設工事の請負契約・建設工事に係る測量、建設コンサルタント業務等の契約を除く。）に係る一般競争入札及び指名競争入札を行う場合において、入札参加者は地方自治法(昭和22年法律第67号)、鳴門市契約に関する規則(昭和41年鳴門市規則第23号)その他の法令を遵守するほか、この心得の定めによるものとする。

### (入札書の作成、提出等について)

- 第2 入札参加者は、入札案件、契約条項等及び市の担当者から指定された事項を承知のうえ、入札するものとする。
- 2 入札書は、所定の様式によるものとし、次に掲げるところにより作成しなければならない。
- ア 入札は、入札案件一式について総価で行う。ただし、公告等で単価によることと指示された場合は、それに従うものとする。
- イ 入札書には、入札金額、入札案件の名称、入札保証金、入札年月日並びに住所及び氏名を記載し、押印すること。なお、押印を省略する場合は、「発行責任者及び担当者」の役職・氏名・電話連絡先を記載すること。
- ウ 文字はすべて「かい書」とし、インキ又はボールペンで明確に記載すること。
- エ 入札金額は、アラビア数字で記載し、訂正してはならない。  
また頭書に〒の記号を付記すること。  
入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- オ 入札案件の名称及び数量を明確に記載すること。ただし、数量の記載については、特に指定した場合及び入札案件の性格上、数量の記載を要しないものについては、この限りでない。
- カ 住所及び氏名並びに印は、次の区分により正確に記載し、押印すること。（押印を省略する場合は、「発行責任者及び担当者」の役職・氏名・電話連絡先を記載すること。）  
（ア）代表者の住所及び氏名(法人、組合等については、当該法人、当該組合等の住所及び名称並びに代表者の氏名及び地位)を記載し、代表者の印(使用印鑑届を提出している場合については、当該使用印鑑)を押印すること。  
（イ）代理人が入札する場合は、代理権を与えた者の住所及び氏名(法人、組合等については、当該法人、当該組合等の住所及び名称並びに代表者の氏名及び地位)並びに代理人の住所及び氏名を記載し、代理人の印を押印すること。
- 3 入札書は、封書にして提出しなければならない。この場合において、代理人により入札させるときは、代理権を証する委任状を提出しなければならない。
- 4 入札者は、その提出した入札書を書き換え、又は撤回することができない。

### (入札の辞退)

- 第3 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- 2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
- (1) 入札執行前にあつては、入札辞退届を入札担当者に直接持参し、又は郵送(入札日の前日まで)に到達するものに限る。)して行う。
- (2) 入札執行中にあつては、入札辞退届またはその旨を明記した入札書を、執行する者に直接提出して行う。
- (3) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱を受けるものではない。ただし、公正な入札の確保を妨げた者もしくは、疑いのある者はこの限りではない。

### (公正な入札の確保)

- 第4 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に

抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意志についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の取りやめ等)

- 第5 入札参加者が連合した場合、その恐れが強い場合、又は不穩の行動をなす等の場合において、公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。また、入札参加者が1者のみとなった場合には、当該入札を取りやめることがある。
- 2 前項の規定にかかわらず、再度公告入札及び一般競争入札においては、入札参加者が1者のみとなった場合でも、落札者を決定することができるものとする。

(無効となる入札)

- 第6 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札
  - (2) 指定した日時までに指定した場所に到達しない入札
  - (3) 同一人が同一案件に対してした2通以上の入札
  - (4) 他人の代理を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札
  - (5) 入札書に必要記載事項のないもの及び判読困難なもの並びに次に掲げるところによりした入札  
ア 鉛筆その他容易に改ざんできる筆記具で作成したもの  
イ 金額をアラビア数字以外の数字で記載し、又は訂正したもの  
ウ 入札案件の名称又は数量（数量については、特に指定した場合及び入札案件の性格上、数量の記載を要しないものを除く。）の記載のないもの又は記載を誤ったもの  
エ 入札書の入札年月日及び住所、氏名の記載のないもの又は記載を誤ったもの  
オ 印鑑の使用を誤ったもの
  - (6) 代理人が入札する場合に委任状を提出しないでした入札
  - (7) 入札金額を書き誤ったもの又は書き誤って訂正したもの
  - (8) 入札金額と入札金額内訳書の総額が異なるもの又は入札金額内訳書の計算を誤ったもの
  - (9) 押印を省略した入札書及び委任状に「発行責任者及び担当者」の記載のないもの
  - (10) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

(落札者の決定方法)

- 第7 開札の結果、契約の目的に応じ市の設定する予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち最高又は最低の価格をもって入札した者を落札者とする。なお、落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

(落札価格)

- 第8 入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額をもって落札価格とする。この場合において、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって申込みがあったものとする。

(契約の締結)

- 第9 落札者は、落札決定の通知を受けた日から起算して10日以内に市が指定する契約書により、契約を締結しなければならない。この期間に落札者が契約の締結をしないときは、その者の落札は、効力を失うものとする。

(その他)

- 第10 前各条に定めるもののほか入札に関し留意すべき事項

- (1) 入札当日は、入札書(封書)1通、代理人による入札にあつては委任状1通を持参すること。
- (2) 封書の表には、当該入札の件名と提出業者名を記載すること。
- (3) 仕様書に示す条件を満たすための一切の経費を含めた入札金額を記載すること。